

## 第4次船橋市地域福祉計画（素案）について

### (1) 計画の趣旨、根拠法

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための計画である。
- 高齢者、障害者、子供等、福祉の分野別計画を内包した総合的な計画であり、「地域共生社会の実現」に向けて部局横断的な取り組みを進めていく必要があることから、福祉分野における上位計画に位置付けられている。

### ＜地域共生社会＞

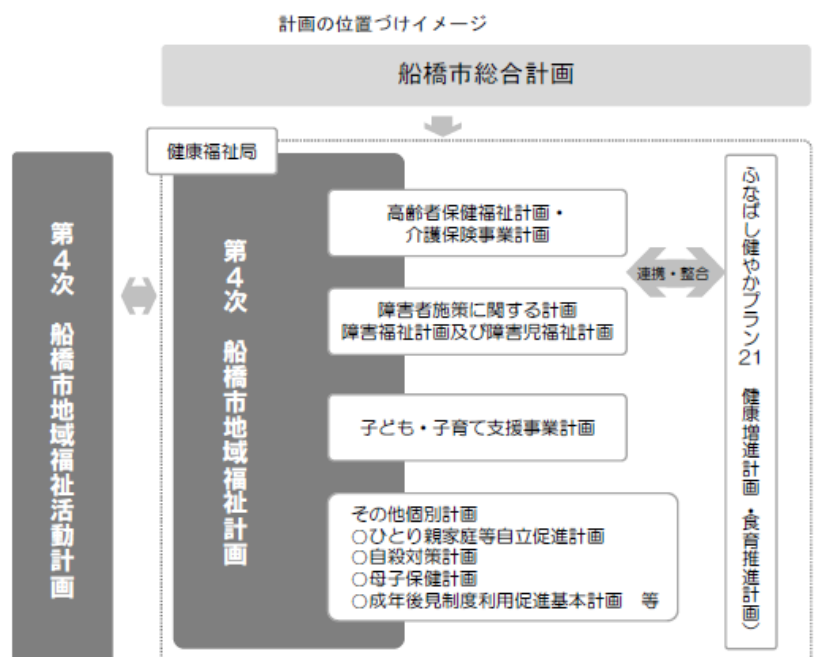
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という  
 関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、  
 人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの  
 暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### (2) 第4次計画までの変遷

第1次 (H17~H21)	第2次 (H22~H26)	第3次 (H27~R3)	第4次 (R4~R8)
<b>【重点施策】</b> 地域福祉支援員の配置 <b>【背景】</b> コミュニティの希薄化、少子高齢化、孤独死の増加	<b>【重点施策】</b> 災害時要援護者支援、相談窓口のワンストップ化 <b>【背景】</b> 価値観の多様化、自殺、ニート等の増加	<b>【重点施策】</b> 生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムの構築 <b>【背景】</b> 非正規労働者の増加、高齢化社会の進行	<b>【重点施策】</b> 地域共生社会の実現 <b>【背景】</b> 制度の狭間問題の顕在化、8050問題、ダブルケア、ひきこもりの増加
<b>【社会的な出来事等】</b> 中越沖地震 (H16)、社会福祉法の成立(措置から契約へ) (H12)	<b>【社会的な出来事等】</b> リーマンショックの発生 (H20)、年越し派遣村 (H20)	<b>【社会的な出来事等】</b> 東日本大震災 (H23)、生活困窮者自立支援法の施行 (H27)	<b>【社会的な出来事等】</b> 新型コロナの蔓延 (R2~)、社会福祉法の改正(地域福祉計画を上位計画に位置付け) (H29)

### (3) 本市の計画体系における位置付け

- 現在策定中の総合計画の下位計画に位置付けられる。
- 総合計画における地域福祉の分野別計画では、「地域福祉の体制整備」や「包括的な相談支援体制の構築」を施策の方向性に掲げており、本計画でも取り組むべき課題としている。
- 「地域共生社会の実現」に向けて、現在策定中の障害者施策に関する計画や成年後見制度利用促進基本計画などそれぞれの個別計画と整合性を図っている。



**(4) 計画の構成、策定方法**

- ・市民相互のコミュニケーションが活性化することを旨とし、地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っている仕組みづくりを進める施策体系としている。
- ・本計画の策定に当たっては、外部委員から構成される「地域福祉計画策定委員会」で協議した他、市長を本部長とする庁内関係各部課長等によって構成される「検討本部・部会・ワーキンググループ」で協議する形で進めてきた。

第1章	計画の策定にあたって
第2章	船橋市における地域福祉の現状と課題
第3章	計画の基本的な考え方
第4章	【基本方針】柱1 心をつなぐ地域づくり
第5章	【基本方針】柱2 楽しく暮らせる地域づくり
第6章	【基本方針】柱3 安心して暮らせる地域づくり
第7章	地域福祉推進のための仕組みづくり
資料	船橋市地域福祉計画策定委員会等

**(5) 理念**

- ・第1次計画から引き継がれている理念を、計画策定委員会の議論を経て、一部拡充する形で微修正した。

船橋市の市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的に関わり、誰もが認め合いながら、地域の中に自分の居場所が確保されていて、安心感、安堵感だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

**(6) 重点施策**

- ・地域共生社会の実現に向けて、特に重要と思われる施策を重点施策としている。

①	心をつなぐ仕組みづくり	アンケート結果によると、ボランティアや市民活動に参加したことがない理由として、参加の仕方がわからない人が多いことが分かったため、出会いの場や機会が生まれるようにし、地域の情報を得ることができるよう情報発信の仕組みを検討していく。
②	社会参加の促進・生きがいの創造	地域福祉活動に関わる人の固定化や新たな担い手が見つからないことが懸念されているため、各活動の更なる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、地域資源を活かしながら、多様な場・機会の提供やコーディネート等の支援に取り組んでいく。
③	包括的な相談支援体制の充実	ひきこもりや高齢の親と無職の子供の問題（「8050問題」）等、複合化した問題に対応するため、専門相談機関等にて相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築する。

**(7) 成果指標の設定**

- ・基本方針（柱1～3）ごとに、アンケート調査から抜粋した成果指標を設定した。中間年度及び次期計画策定の前年度にアンケート調査を実施し、効果を測定する。

**(8) 計画の進捗管理**

- ・推進にあたっては、外部委員で構成された「地域福祉計画推進委員会」で進捗管理を行う。
- ・計画を立てる（Plan）→計画を実行する（Do）→点検・評価する（Check）→見直しをする（Action）の、いわゆるPDCAサイクルの考え方にに基づき、定期的・継続的に改善をしながら計画を進めていく。